

藤枝市民会館の指定管理者の指定について

藤枝市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市民会館  
指定管理者 静岡市葵区田町二丁目 8 9 番地の 4  
株式会社アス・藤枝オリコミピーアールグループ  
代表者 株式会社アス 代表取締役 森 孝夫  
指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで